

仕 様 書

1 契約名

鹿児島市地域福祉館（３９館）手すり設置業務委託契約

2 業務の目的

地域福祉活動の推進拠点であり、災害時には避難所となる地域福祉館の利便性及び安全性の向上を図るため、和室、玄関及びトイレの入口など主に履物の着脱のために必要な箇所に手すりを設置するもの。

3 履行場所

鹿児島市真砂福祉館（鹿児島市真砂本町５０－７）ほか３８館
（別紙１「手すり設置対象地域福祉館一覧」参照）

4 設置場所及び数量

- (1) 手すりの設置場所及び数量は別紙２「設置場所及び数量」のとおり。
- (2) 各設置場所の寸法や構造等の設置条件は、契約締結後の現場調査により確認すること。

5 委託業務内容

(1) 現地調査・打ち合わせ

- ① 現地の状況等を十分に把握したうえで確実に業務を行えるよう、現地調査を実施するとともに、施設担当者とスケジュール等について協議を行ったうえで、書面で工程表及び体制表等を提出し、市の承諾を得ること。
- ② 手すり設置の進捗等により工程の変更が必要となった場合は協議を行い、市の承諾を得たうえで変更すること。

(2) 手すりの調達

- ① 現地調査等の結果を踏まえ、本仕様書に適合しているメーカー標準仕様の製品を選定すること。選定後、資料を提出し、市の承諾を得たうえで発注及び調達を行うこと。
なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(3) 手すりの設置

- ① (1)により市の承諾を得た場所に手すりを設置する。手すりは、取付金具等で建物の筐体又は造作家具に固定することとし、設置場所の強度が弱い場合は、適正に補強を行ったうえで設置するなど必要に応じて現況に合わせて適宜加工・設置すること。
- ② 施工にあたっては、安全管理及び現場管理に細心の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。万一、事故等が発生した場合には、消防機関等への連絡とともに市の担当者にも速やかに報告すること。特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合においては、報告後速やかに復旧すること。また、施設利用者の活動に支障がないよう十分に配慮して実施すること。

- ③ 作業により生じた廃材等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- ④ 手すりの設置に関しては、本仕様書等に基づき行うものとし、本仕様書等に記載がない事項は、国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3（2021）年3月）」に準拠すること。
- (4) 手すりの設置の記録
 - 工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。
 - ① 手すり設置場所の設置前の状況
 - ② 作業状況（使用材料及び撤去品を含む）
 - ③ 手すりの設置状況
- (5) 実施報告書の提出等
 - 市に以下の内容を記した実施報告書を提出すること。
 - ① 作業状況写真
 - ② 手すり等の説明書や保証書等

6 手すりの仕様

未使用のものであって、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 材質

肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものであること。また、体重をかけた時に滑りにくいものであること。（気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質のものが望ましい。）

(2) 形状

直線型で、断面の形状は円形など握りやすいものとする。また、両端部に安全に配慮した加工が施されているものであること。

外径は3～4cm程度で、長さは60cm程度とする。ただし、設置場所の状況により60cm程度の長さが適当でない場合は、この限りではない。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (3) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて、市及び受託者で協議のうえ定める。
- (4) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。